盛岡北部行政事務組合特定事業主行動計画

令和3年4月

盛岡北部行政事務組合管理者

当組合では、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する目標や取組内容を盛り込んだ「盛岡北部行政事務組合特定事業主行動計画」を平成30年4月に策定し、取り組んでまいりました。

より効果的に計画を推進するため、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号、以下「女性活躍推進法」という。)に基づいた特定事業主行動計画を策定し、すべての職員が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境の整備やその活躍を推進することを目的とし取り組んでまいります。

1 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から女性活躍推進法の終期となる令和8年3月31日までの5年間を計画期間とします。

2 計画の推進に向けた体制整備等

この計画を推進し目標を達成するため、総務係が中心となって、課題の検討や本計画の見直し、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

3 行動計画の具体的な内容

- (1) 休暇・休業の取得促進
 - ① 男性職員の出産支援休暇の取得割合を100%とします。

【実績】

平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
100% (1人/1人)	一 (0人0人)	100% (1人/1人)

- ② 男性職員の育児休業、育児参加休暇の取得を促進します。
- ③ 小学校就学前の子どもを看護するため、年5日(子供が2人以上の場合は10日)の範囲において時間単位で取得できる「子の看護休暇」を取得できる環境づくりを行います。
- ④ 職員の年次休暇の平均取得割合を、40%以上にします。

【実績】

平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
37%	38%	34%

⑤ 職員の夏季休暇の取得割合を100%にします。

【実績】

平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
97%	100%	94%

(2) 時間外勤務時間の削減

- ① 事務局長は、時間外勤務の必要性を確認し、事前命令を徹底します。
- ② 平均時間外勤務時間を、月4時間以下にします。

【実績】

平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
月 4.2 時間	月3.5時間	月 4.3 時間

(3) 女性職員の採用

募集を含め、職員(派遣職員を含まない一般職)を採用する際には男女問わず行います。 (女性の正職員数(派遣職員を除く) 0人)

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた目標の達成に向け、令和3年度より、次に掲げる取組を実施します。

- (1) 休暇・休業の取得促進
 - ① 年次休暇と国民の祝日、夏季休暇などを合わせて連続した休暇の取得促進を図ります。
 - ② 日ごろから係内において相互応援できる体制を整えるなど、休暇・休業を取得しやすい職場環境を整えます。
- (2) 時間外勤務時間の削減
 - ① 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図ります。
 - ② 事務局長が各職員に早期退庁を勧奨するとともに、定時退庁日の設定を検討します。
- (3) 女性職員の採用

当組合の業務内容をホームページ上で紹介し業務の魅力ややりがいなどの周知に努め、女性の募集人数を高め、職員の採用にあたっては男女問わず行います。